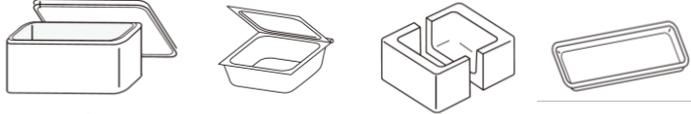


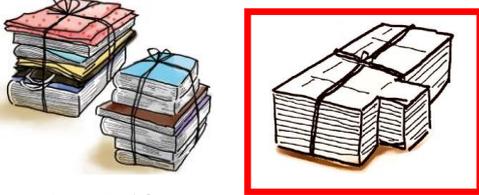
令和6年4月1日から ごみの収集日が一部変更になります。

家庭系ごみの収集・運搬体制における環境負荷面や経済面等の最適化に向け、年々収集量が減少傾向にある次の資源物収集区分について、収集回数等を令和6年4月1日から変更します。

1 変更点① 収集回数の統一

令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から
<p>白色発泡スチロール・トレイ</p>  <p>缶・ビン類</p>  <p>月2回または月3回(第5週がある月)</p> <p>※「淀江地区」「西原・宇田川地区」「大和地区」は変更ありません。</p>	<p>月2回</p> <p>※収集日が祝日にあたる場合は、振替をします</p>

2 変更点② 分別区分を伴う変更

令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から
<p>牛乳パック (月1回)</p> 	<p>古紙類 「本・雑誌・雑がみ・牛乳パック」として収集 (月2回)</p>  <p>※ひもでしばって出してください</p>
<p>再利用ビン (月1回)</p> 	<p>缶・ビン類として収集 (月2回)</p>  <p>※前日の専用コンテナの設置はなくなります</p>

※実際の収集日については、「令和6年度版ごみ分別収集カレンダー」でご確認ください。

【お問い合わせ先】
米子市市民生活部クリーン推進課
(☎ 23-5300)